年度　水質検査実施計画　　特設水道の名称：

番号	グループ	項目名	基本検査頻度（水道法施行規則及び吹田市保健所長通知）	実施検査頻度	原水	浄水（給水栓水）														水質検査機関（自己/委託）
					年度	年度												省略項目実施予定		
																		年度	年度	
					月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月	月	
1	A	一般細菌	1箇月に1回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
2	A	大腸菌	1箇月に1回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
38	A	塩化物イオン	1箇月に1回以上																	
46	A	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1箇月に1回以上																	
47	A	pH値	1箇月に1回以上																	
48	A	味	1箇月に1回以上																	
49	A	臭気	1箇月に1回以上																	
50	A	色度	1箇月に1回以上																	
51	A	濁度	1箇月に1回以上																	
11	A’	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1箇月に1回以上																	
34	A’	鉄及びその化合物	1箇月に1回以上																	
37	A’	マンガン及びその化合物	1箇月に1回以上																	
42	B	ジェオスミン	（1箇月に1回以上）																	
43	B	2-メチルイソボルネオール	（1箇月に1回以上）																	
10	C	シアン化物イオン及び塩化シアン	3箇月に1回以上																	
21	C	塩素酸	3箇月に1回以上																	
22	C	クロロ酢酸	3箇月に1回以上																	
23	C	クロロホルム	3箇月に1回以上																	
24	C	ジクロロ酢酸	3箇月に1回以上																	
25	C	ジブロモクロロメタン	3箇月に1回以上																	
26	C	臭素酸	3箇月に1回以上																	
27	C	総トリハロメタン（23,25,29,30の総和）	3箇月に1回以上																	
28	C	トリクロロ酢酸	3箇月に1回以上																	
29	C	ブロモジクロロメタン	3箇月に1回以上																	
30	C	ブロモホルム	3箇月に1回以上																	
31	C	ホルムアルデヒド	3箇月に1回以上																	
3	D	カドミウム及びその化合物	3箇月に1回以上																	
4	D	水銀及びその化合物	3箇月に1回以上																	
5	D	セレン及びその化合物	3箇月に1回以上																	
7	D	ヒ素及びその化合物	3箇月に1回以上																	
12	D	フッ素及びその化合物	3箇月に1回以上																	
13	D	ホウ素及びその化合物	3箇月に1回以上																	
36	D	ナトリウム及びその化合物	3箇月に1回以上																	
39	D	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	3箇月に1回以上																	
40	D	蒸発残留物	3箇月に1回以上																	
41	D	陰イオン界面活性剤	3箇月に1回以上																	
44	D	非イオン界面活性剤	3箇月に1回以上																	
45	D	フェノール類	3箇月に1回以上																	
6	E	鉛及びその化合物	3箇月に1回以上																	
8	E	六価クロム化合物	3箇月に1回以上																	
32	E	亜鉛及びその化合物	3箇月に1回以上																	
33	E	アルミニウム及びその化合物	3箇月に1回以上																	
35	E	銅及びその化合物	3箇月に1回以上																	
14	F	四塩化炭素	3箇月に1回以上																	
15	F	1.4-ジオキサン	3箇月に1回以上																	
16	F	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3箇月に1回以上																	
17	F	ジクロロメタン	3箇月に1回以上																	
18	F	テトラクロロエチレン	3箇月に1回以上																	
19	F	トリクロロエチレン	3箇月に1回以上																	
20	F	ベンゼン	3箇月に1回以上																	
9	G	亜硝酸態窒素	3箇月に1回以上																	
		色	1日に1回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		濁り	1日に1回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		消毒の残留効果	1日に1回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		水質管理目標設定項目等																		
原水		クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）																		
原水		クリプトスポリジウム																		
検　便			6箇月に1回以上																	